

消えた浦上天主堂

— 遺構の取り壊し・一部移転保存に至る経緯 —

大 平 晃 久

Disappeared Urakami Catholic Church: on the Process of
the Demolition and the Partial Relocation of the Remains

Teruhisa OHIRA

1. 遺構の13年間

浦上天主堂は、長崎市街北部・浦上の丘陵上にレンガ貼りの姿で屹立する。1914年に完成した旧天主堂が原爆で破壊されたのち、1959年に再建、さらにローマ法王ヨハネ・パウロ2世来訪を前にした1980年に現在の姿に改裝された。

1958年の浦上天主堂被爆遺構の取り壊しは、これまで数多くの著者によって取り上げられてきた。例えば社会学者の福間良明は、『焦土の記憶』¹⁾のなかで天主堂の取り壊しは当時の長崎ではあまり関心を集めず、遺構は後になって希少性を高めアウラを獲得していくたと論じる。また、長崎出身でノンフィクション作家の高瀬毅は、『ナガサキ消えたもう一つの「原爆ドーム」』²⁾において、天主堂遺構の取り壊しの背後に当時の田川務長崎市長のアメリカへの忖度があったとする当時から根強い見方³⁾を、アメリカ側の資料から裏付けようとしている。これらはおむね賛同しうるものといえよう。

ただし、この両者を含め従来の研究は、浦上天主堂被爆遺構の取り壊しに至るプロセスについては、取壊しのころの新聞記事（ほぼ『長崎日日新聞』のみ）や、後から書かれた回想、かなり後になってからのインタビューに基づくものがほとんどである。原爆投下後、取り壊し・撤去に至る13年間に、浦上天主堂遺構をめぐって何が起り、何がどう議論されたかは十分に明らかにされていない。本稿では、終戦～1958年を中心とした新聞記事の収集を行い⁴⁾、この欠落を埋めることを試みる。

2. 保存と観光

まず、浦上天主堂遺構が取り壊されるまでの経緯を追う。そのなかで、浦上天主堂遺構の保存は早い時期から検討されているものの、多くの場合、観光の文脈で語られていたことなどを確認する。

原爆で大破した浦上天主堂であったが、信者たちの手によって1946年12月に仮聖堂が完成し⁵⁾、1947年8月には早くも天主堂再建計画が報じられている⁶⁾。そうしたなか、原爆投下わずか1月後に永野若松長崎県知事による天主堂保存の意向が報道され⁷⁾、また1945年10月の長崎市会では天主堂を含む遺構の保存対策について提議された⁸⁾。その一方で、1945年11月には早くも浦上天主堂など被爆遺構が絵葉書の題材になっている⁹⁾。

被爆資料・遺構の保存策などを審議する長崎市原爆資料保存委員会は1949年4月に発足した¹⁰⁾。翌1950年6月におそらく最初の浦上天主堂を含む遺構の保存に関する上申を行い¹¹⁾、以後計9回にわたって天主堂遺構の保存を上申することになる。当時の報道では、天主堂遺構などは「文化財」と表現されているが¹²⁾、文化財保護法に基づく文化財として指定が検討された形跡はない。なお、その当時、原爆資料保存委員会で被爆遺構としてほかに保存が検討されていたものに旧長崎医大煙突、山王神社一本足鳥居がある¹³⁾。なかでも煙突は注目を集めていたが、1952年11月に取り壊されている¹⁴⁾。

行政側の保存の動きに対して、浦上教会側の公的な立場は遺構の取り壊しで一貫しており、その理由としては「悪い思い出を信者に与える」¹⁵⁾ことがあげられている。1947年の最初の再建計画報道以降、現実の取り壊しまでには1951年、53年、56年に天主堂遺構の取り壊しが迫っていることが報じられた¹⁶⁾。また1954年7月には教会に天主堂再建委員会が発足し、山口愛次郎司教が募金のため長期に渡米している¹⁷⁾。

また、浦上天主堂の遺構の保存は、主に観光の文脈で語られてきた。1947年には長崎市観光協会と長崎史談会が「重要観光施設」として教会に天主堂遺構の保存を陳情しており¹⁸⁾、原爆資料保存委員会も取り壊し反対の理由に観光資源であることをあげる¹⁹⁾。新聞紙面では「長崎観光客誘致のため」²⁰⁾、「観光客に歴史的感慨をしのばせている」²¹⁾などと観光と保存がより直接的に結びつけて語られ、観光を害悪視して保存論を「敬虔な信仰の前には単なる一個の金もうけに過ぎなかつた」²²⁾と批判する記事すらみられる。

このようななかで注目したいのは、田川長崎市長が早い時期に浦上天主堂遺構の保存に反対する意見を新聞で語っていることである。高瀬は『ナガサキ消えたもう一つの「原爆ドーム」』のなかで、田川市長はもともと保存に積極的であったのが、1956年8~9月の訪米後に取壊し・撤去へと主張を変えたとした²³⁾。しかし、1951年9月2日付『朝日新聞』（長崎版）では、市長は「皆さんの世論が決定する問題ですが私個人としてはむしろあの痛ましい姿を残しておくよりきれいに忘れてしまい明日の建設を考えるべきだと思っています」と明確に反保存の立場を示している²⁴⁾。実際に田川市長が保存論・取り壊し論いずれの立場であったのか判断は難しいが、両論の間で揺れていたとみるべきであろうか²⁵⁾。

なお、『長崎日日新聞』は1951年7月13日付社説「原爆資料の保存について」で浦上天主堂遺構の取り壊しに反対する姿勢を明らかにしている。そのほかに、岸田日出刀（東大教授・建築学）、関野克（東大教授兼文化財保護委員会建造物課長・建築史）、藤島亥治郎（東大教授・建築史）ら専門家が天主堂遺構の価値を唱えたことが長崎でも報じられている²⁶⁾。しかし、これらは大きな影響を与えなかったようである。

1957年の年末に新聞各紙は何度目かの浦上天主堂遺構取り壊し報道を行う²⁷⁾。それまで原爆資料保存委員会は遺構の保存を唱え続けてきたが、実効力ある施策にはつながっていなかった。長年の一種の慣れあいのなかで天主堂取り壊しが喫緊の課題とは考えられていなかったようである。「史跡として保存すべきか、被害物として撤去すべきかとかつて議論百出した」、「一時保存か取り壊しかをめぐって論議が交わされた」という、それぞれ1955年、56年の新聞記事²⁸⁾にみられる過去形の表現がそのことを物語る。しかし、今回は違っていた。山口司教は翌1958年1月の原爆資料保存委員会の席上で、2月から浦上天主堂遺構の取り壊しと新天主堂の建設に着手する旨を通告する²⁹⁾。

その後、長崎市議会で行われた天主堂保存をめぐる論戦はこれまでよく紹介されている³⁰⁾。岩口夏夫議員らが遺構の歴史的な価値、平和追求における価値を訴えたのに対し、市長は遺構の価値を否定し、保存に多額の公費を投じる考えはないことを言明した³¹⁾。市議会では天主堂の保存に努めることを市に求めるなどを全会一致で決議したが³²⁾、結局、遺構を取り壊し、一部を移転保存することに落ち着く。なお、市議会以外の長崎全体の動きをつかむことは難しいが、5年後の回想として「世論も大体、保存の方向にかたむき」と記すものがある一方で³³⁾、市民の关心の低さを指摘する当時の雑誌記事³⁴⁾もあり、大きな盛り上がりを見せなかつたことは確かである。

浦上天主堂遺構の取り壊し工事は1958年4月に始まり、現場には「画家やアマチュアカメラマンが連日あとを絶たず」との報道もみられた³⁵⁾。原爆落下中心地への遺構の移設は7月に完成している³⁶⁾。

3. 「はめこみ保存」

では、浦上天主堂遺構はどんな保存手法が考えられていたのだろうか。浦上天主堂の保存をめぐっては、従来、遺構の現地保存と新天主堂の別の用地への新築ばかりが紹介されてきた。浦上天主堂は信者の先祖たちが絵踏みをさせられた庄屋敷跡であるためそこを明け渡すことは難しいと考えられたこと、天主堂近くに用地を斡旋する話があったものの不首尾に終わったことなどが取り上げられてきた³⁷⁾。

しかし、新聞報道からはそれとは別の手法も検討されていたことがわかる。「(山口司教の談話として) …ローマでは…狭いなところでは新築建物にはめこむ折ちゆう式を採用しているようだ」³⁸⁾、「新教会のなかに廃墟の一部を塗りこみ残すという方法を取る計画が進んでいる」³⁹⁾など、「はめこみ」、「塗りこみ」などと表現された保存手法が確認できただけで10件（うち1957年までが6件、1958年が4件）の新聞記事で言及されている。この「はめこみ」、「塗りこみ」は、「エレメント保存」とよばれ、今日ではしばしばみられる保存手法である⁴⁰⁾。こうした手法が一つの有力な解決策として早い時期から検討されていたことは注目に値する。

実際に行われた遺構の一部移転保存は、このエレメント保存すらできないためにとられたものであった⁴¹⁾。1958年2月、原爆資料保存委員会は、一部の壁を「建物にたてかける様にして保存する」こと（すなわちエレメント保存）、「それができなければ廃墟の一部を原爆公園などに移して残すことなどを提案している⁴²⁾。結果として一部移転保存に落ち着くのであるが、移設工事直後の新聞記事をみると、むろん、遺構としての不十分さを嘆く記事もみられるものの、「爆心地に見事に再現された」⁴³⁾、「永久に感銘を与えることだろう」⁴⁴⁾などと意外なほどに評価する記事が目につく。一部移転保存に行きついた経緯を考えるなら、当時としては許容できない保存手法ではないと考えられたということだろう⁴⁵⁾。

4. 遺構の再移設を

浦上天主堂遺構のその後を振り返っておきたい⁴⁶⁾。原爆の爆風で吹き飛ばされ、瓦礫で埋め込まれたようになっていた天主堂の鐘楼ドームは1960年代後半に原爆遺構保存の高まりのなかで「再発見」される。2016年10月には他の遺構とともに「長崎原爆遺跡」とし

て国指定史跡となった。一方、原爆落下中心地に移設された天主堂遺構は、1990年と97年の二度にわたって浦上教会から返還が要求されるまでに価値を高めている。

本稿は、主として新聞記事の収集によって、終戦後、浦上天主堂遺構の取り壊し・一部移設までの経緯をたどり、エレメント保存が天主堂遺構の有力な保存手法としてしばしば取り上げられていたことなどをみてきた。浦上天主堂遺構の取り壊しは、広島原爆ドームが同様に取り壊しか保存かの論議を経て1966年に保存に決定したことを考えると、なおのこと悔やまれる。ただし、現地全面保存と完全な撤去・新築との間の様々な保存手法－一部移転保存も、エレメント保存もここに含まれる－のなかから、後からみれば決して満足できるものではないが、一つのありうる解として一部移転保存が選択されたということは認めなければならない。

今日では、各種歴史的遺構の現地保存・活用は大原則といえる⁴⁷⁾。すなわち、記憶の場所がより重視される流れにある。そのようにみると、原爆落下中心地に場所とのつながりを欠いて建つ浦上天主堂遺構は、天主堂の敷地内への再移設が検討されてよい。元あった位置に近い位置に戻され、場所と再び結び付けられることで、天主堂遺構は見る者に向けてより大きなメッセージを発する原爆遺構になり、天主堂は聖地としてより注目を集めることだろう。

注

- 1) 福間良明『焦土の記憶－沖縄・広島・長崎に映る戦後』新曜社、2011。
- 2) 高瀬毅『ナガサキ消えたもう一つの「原爆ドーム」』平凡社、2009。
- 3) 例えば、「消える爪あと　浦上天主堂撤去の真相」週刊新潮3(20), 1958, 27頁。
- 4) 終戦～1958年の『長崎新聞』(旧)、『長崎日日新聞』(系列夕刊紙の『長崎タイムズ』、『夕刊長崎日日』を含む)、『長崎民友新聞』(系列夕刊紙の『夕刊ナガサキ』、『夕刊長崎民友』を含む)、『朝日新聞』(長崎版)については可能な限り全紙面を、また『毎日新聞』(一部は長崎版のみ)、『西日本新聞』(長崎版)は一部を閲覧済。
- 5) 浦上小教区編『神の家族400年・浦上小教区沿革史』浦上カトリック教会、1983, 114-115頁。
- 6) 「家も建つ、工場も復活　『原子野』に遅しき建設は進む」毎日新聞1947年8月10日。
- 7) 「記念物として天主堂を保存　聖教徒一万が犠牲」長崎新聞1945年9月15日。
- 8) 「被害跡の保存対策を建てよ　国友議員・長崎市会に提議」長崎新聞1945年10月8日。
- 9) 「原子遺跡を絵葉書に」朝日新聞1945年11月24日。
- 10) 「原爆を永久に記念　資料保存委員会誕生」長崎日日新聞1949年4月7日。
- 11) 「医大の『エントツ』、原爆資料に立ち残る」長崎日日新聞1950年6月30日。
- 12) 「天主堂（浦上）煙突（医大）　歴史的な文化材で保存」長崎民友新聞1950年6月30日、「浦上の天主堂を文化財に　長崎市が文部省に要請」朝日新聞1951年3月29日など。
- 13) 前掲11)、「片足鳥居を記念物に　原爆保存委員会開く」長崎日日新聞1953年1月27日。
- 14) 取り壊し決定、取り壊し工事とともに詳しく述べられている。「ピカドンの名物がなくなる　長崎大『曲りエントツ』近く取壊し」毎日新聞1951年7月31日、「アッ倒れる！　消える原爆煙突　哀惜と祈りに見守られ七年間の親しみに幕」長崎民友新聞1952年11月20日など。
- 15) 「遺壁めぐる二つの考え方　『悪い思い出を信者に与える』『人類のため平和希求の資料』」朝日新聞1951年8月14日。
- 16) ①「原爆記念浦上天主堂あと　保存か取壊しか　食違う市と教会側意見」夕刊長崎日日1951年7

月14日、②「信徒の意見で確答 取壊しか存置か岐路に立つ浦上天主堂の廃墟」長崎民友新聞1953年7月26日、③「浦上天主堂を再建 戦前に優る大御堂 建設費一億円・信徒の浄財で」長崎民友新聞1956年3月17日。

- 17) 前掲5) 129-130頁。
- 18) 「旧浦上天主堂保存方を陳情」毎日新聞1947年11月30日。
- 19) 前掲15)。
- 20) 「旧浦上天主堂は保存」西日本新聞1951年8月4日。
- 21) 前掲16) ①。
- 22) 前掲16) ③。
- 23) 前掲2) 136頁。
- 24) 「岐路に立つ浦上天主堂 カトリック側 壊して御堂を 文化観光関係側 平和の表徴だ 近く有志の間で対策を協議」朝日新聞1951年9月2日。なお、同記事では田川市長のほか島内八郎氏が取り壊しに賛成、木野普見雄・渡辺庫輔両氏が反対の意見を示している。
- 25) 杉本亀吉『原子雲の下に』杉本亀吉、1972、140頁にも市長がより早い時期から反保存の考えであったと読める部分がある。
- 26) 「九千万円では不足 文化会館建設 岸田博士ら語る」夕刊長崎日日1952年6月5日、「出島蘭館(石倉)再建に協力 文部省文化財保護委閏野博士が来崎」長崎民友新聞1952年10月21日、「明暗(コラム)」長崎日日新聞1954年12月6日。
- 27) もっとも早い報道が次のもの。「消える原爆のシンボル 危い浦上天主堂 取りはらって近く再建」毎日新聞1957年12月20日。
- 28) 「(原爆十年④) 生きている原爆 ポクリ死ぬ被爆者 あちこちにアノ時偲ぶ爪跡」長崎日日新聞1955年8月4日、「原爆あれから11年目 繰返すまいこの悲劇」朝日新聞1956年8月9日。
- 29) 「来月から取り壊し 教会側で意向表明 原爆の浦上天主堂」長崎日日新聞1958年1月22日。
- 30) 前掲1), 横手一彦「旧浦上天主堂被爆遺構の存廃に関する公的な議論」平和文化研究32、2011、54-86頁など。
- 31) 「平和の象徴残せ 岩口議員 市長 原爆禍は科学で証明 長崎市議会、浦上天主堂問題で論戦」長崎日日新聞1958年2月18日。
- 32) 「浦上天主堂残そう 長崎市会 全員一致で可決」長崎日日新聞1958年2月19日。
- 33) 「生まれ変わった被爆地 あれから18年② 全世界の寄金で復興 浦上天主堂 旧聖堂に残る深い愛着」長崎日日新聞1963年8月7日夕刊。
- 34) 前掲3) 30頁。
- 35) 「消える『長崎のシンボル、浦上天主堂 撤去始まる 遺影をカメラやカンバスに』」長崎民友新聞1958年4月14日、そのほか、多くの人が見物していたことが次にみえる。「惜しまれながら姿を消した廃墟 浦上天主堂 移築は来月完成」朝日新聞1958年4月15日。一方、「見物の市民は案外少なく」との記述もある。「消える13年の残がい 浦上天主堂 取り壊し始まる」毎日新聞1958年4月15日。
- 36) 「きのう原爆公園に移る 浦上天主堂の一部廃墟」長崎日日新聞1958年7月12日。
- 37) 前掲25) 139-141頁。なお、現在の平和祈念像の位置に浦上天主堂を新築するという案があったことを高瀬は指摘している。前掲2) 165頁。ただし新聞紙面からはこのことは確認できない。ただし、平和祈念像建設後の1958年に教会の取り壊し通告に対して荒木徳五郎市議が「たとえば平和公園を新天主堂の敷地として提供」と発言したことは報じられている。「保存対策委を結成 長崎市議会 浦上天主堂問題で」毎日新聞1958年3月6日。

- 38) 「浦上天主堂存廃はか非か 各界代表はこう答う」長崎日日新聞1951年9月1日。
- 39) 「再建計画 完成まで延期 浦上天主堂の廃虚保存問題」朝日新聞1953年9月23日。
- 40) 梅津章子「近代に建てられた建築の保存・再生の技法」(大河直躬・三船康道編『歴史的遺産の保存・活用とまちづくり 改訂版』学芸出版社、2006) 169頁
- 41) なお、新浦上天主堂外壁には旧天主堂の聖像の一部も設置されているので、一応はエレメント保存であるといえないことはない。
- 42) 「廃虛一部移転など三つの案 原爆資料保存委 浦上天主堂保存対策を協議」長崎日日新聞1958年2月22日。ただし、この3日前に、江指天地之介市経済部長・原爆資料保存委員が、外壁はめ込みはすでに議論したが技術的に極めて困難であり、移設保存を進めたい旨を新聞の取材で答えている。「浦上天主堂の保存 長崎市議会 全員一致で決議」毎日新聞1958年2月19日。
- 43) 「きのう原爆公園に移る 浦上天主堂の一部廃虛」長崎日日新聞1958年7月12日。
- 44) 「平和公園へ移転 浦上天主堂 工事月末には完成」長崎民友新聞1958年6月25日。
- 45) むろん、取り壊し直後から激烈な批判もある。目立つ新聞寄稿を示す。「顔向けも出来ない間違いをしてかしたものと、今さらじだんだをふみ、ほぞをかむ思いである」田川憲「(火曜文芸)風化の街 長崎文化破壊志」毎日新聞1958年5月27日、「浦上天主堂の悲愁に満ちた廃虛は惜しげもなく放逐してしまつた」市川謙一郎「一日一言 おらんだ坂で これでも観光都市か」長崎日日新聞1958年12月25日。
- 46) 詳しくは拙稿「長崎原爆落下中心碑にみるモニュメントの構築」九州地区国立大学教育系・文系研究論文集5(1), 2017, No.15。
- 47) 例えば、「記念建造物及び遺跡の保全と修復のための国際憲章(ヴェニス憲章)」(1964年)では「記念建造物は、それが証拠となっている歴史的事実や、それが建てられた建築的環境から切り離すことはできない。記念建造物の全体や一部分を移築することは、その建造物の保護のためにどうしても必要な場合、あるいは、きわめて重要な国家的、国際的利害が移築を正当化する場合にのみ許される(第7条)」とされている。